

令和7年度 IT アイランド推進事業委託業務企画提案仕様書

1. 委託業務名

令和7年度 IT アイランド推進事業委託業務

2. 委託期間

契約の日から令和8年3月31日まで

3. 委託業務の目的

本業務は、「おきなわ Smart 産業ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」の実現に向けて、本県の情報通信関連企業の集積状況や現状を把握し、情報通信産業の各種振興施策の立案等に活用するとともに、県内 IT 企業の事業領域や技術を可視化し、県内情報通信企業間等の連携強化を図ることで、ビジネスモデルの高度化や転換を促すことを目的に実施する。

具体的な成果目標として、下記(1)及び(2)が達成されるよう取り組む。

- (1) 令和7年度おきなわ IT センサス報告書の公表
- (2) CoTECH okinawa を活用したマッチングの増加

4. 委託業務の内容

前記3の成果目標の達成に向けて下記の業務について提案を行うこと。また、提案にあたっては、各業務のスケジュールを示すこと。

(1) 令和7年度おきなわ IT センサス（令和7年3月31日時点）関連業務

県内情報通信関連企業の実態等を把握するため、調査対象企業の確認・収集、ビジョンと整合した業種への分類、調査項目の調整、調査票の作成、配布、回収、集計、調査結果の公表に向けた精査、本調査も含めた各種統計調査を活用した県内 IT 産業の現状を分析し報告書の作成を行う。

<調査業務の概要>

① 調査対象企業の確認・整理

調査にあたっての基礎データの確認及び整理を行うこと。また調査手法や回収率の向上に向けた取組について提案すること。

調査対象企業：令和7年3月31日現在、沖縄県内に事業所を有する情報通信関連企業

【参考】令和6年度おきなわ IT センサス対象企業 約900社

② 調査項目の設定

調査及び分析にあたっての項目を設定すること。なお、下記に示す項目を調査項目とすること。

ア 企業区分（県内企業、立地企業）

イ 企業情報（企業概要、立地年、資本金、業種）

ウ 雇用状況（従業員数、従業員数のうち正社員数、増減要因）

エ 売上状況（売上高、増減要因）

※業種については、おきなわ IT センサス報告書（令和6年3月）に掲載している新分類で調査すること。（同報告書に掲載されている旧分類についても、経年比較ができるよう、新分類と同様に調査を行うこと。）

おきなわ IT センサス報告書（令和6年3月）掲載 URL：

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1009879/1024876/1010254.html>

③ 調査・分析業務

ア 調査対象企業への調査を実施すること。実施にあたっては回収率の向上に向けた取組を提案すること。

イ 調査により得られた集計結果を元に推計値を算出すること。

(ア) 集計及び推計対象は、企業数、雇用者数、売上高、一人当たり売上とすること。

(イ) 県内企業・立地企業それぞれで算出すること。また、回答データの整形方法及び推計に当たっての手法、上記以外に推計対象として算出すべき項目等について提案すること。

ウ 経済センサスその他の機関における統計調査や、県内の状況把握及び県外との比較、分類ごとのトレンド等を分析し報告書としてとりまとめること。

エ 令和7年度中における新規立地や創業、廃業、撤退等に関する情報収集のほか、既存企業の情報の整理を行うこと。情報収集、整理の方法について提案すること。

④ 報告書

調査結果及び分析に関する報告書を製本し納品すること。

<留意事項等>

① 県が保有する前回調査資料等も活用し、過去に行った調査との継続性・整合性について検証すること。必要に応じて電話等により追加ヒアリングを実施すること。

② 国及び本県の統計調査等を参照し、本調査結果の妥当性を検証すること。

③ 雇用者数については8割以上、売上高については4割以上の回答を得るよう努めること。

④ 本調査結果について、5. 成果物に示すオープンデータを前提とした集計及びデータ整形を行うこと。

(2) ビジョンで掲げる施策の推進に向けた取組

① 情報通信産業地域・特別地区及び経済金融活性化特別地区における税制特例制度の活用促進に向けた周知・広報及び更なる利活用の可能性に関する調査の検討を実施すること。また、情報通信産業振興特別地区の認定の可能性がある県外企業をリストアップするとともに、沖縄県が実施する誘致業務と連携しアプローチを行うこと。なお、本業務については、令和7年10月までに取り組むこととし、その結果を翌月末までにとりまとめ報告すること。

② 県内情報通信関連企業の人材の確保及び育成（人手不足の現状を含む）、生成AI等の新たな先端技術による企業や業界の変革について調査し課題を抽出するとともに、対応手法について報告すること。

③ その他、必要と考えられる取組があれば提案すること。

(3) CoTECH okinawa の運用等

県内IT企業の技術力、提供サービス・プロダクト、開発実績等の企業情報を可視化することにより、県内IT企業同士や県外IT企業等とのマッチングを支援し協業を促進することを目的として、令和5年度に沖縄県が構築し令和6年度から公開しているWebシステム「CoTECH okinawa(<https://cotech.okinawa/>)」について、その運用を行うこと。なお、登録する企業情報は下記のとおり。

- ・ 企業名、所在地、代表者、資本金、設立時期、企業認証情報等の基本情報に関すること。

- ・ 事業内容（受託・自社開発等）や提供サービスに関すること。
- ・ ソフトウェア・ハードウェア関連やネットワーク関連等の保有技術に関すること。
- ・ エンジニアや資格保有状況等の人材に関すること。
- ・ 開発言語や実績分野等のこれまでの開発実績に関すること。
- ・ その他、個別情報。

① 登録企業の増加及び利活用促進に向けた周知・広報

以下に示す取り組みを行い、CoTECH okinawa の登録企業が合計 100 社以上（県外企業 30 社以上、県内企業 70 社以上）となることを目指すとともに、CoTech okinawa の利活用を促進し、5 件以上のマッチングに繋げること。

- ア マッチングイベントや及びセミナーの開催（3 回以上、うち対面開催 2 回以上）
- イ 各種 SNS 広告による周知広報（表示数合計 30 万回以上を目安とする）
- ウ ダイレクトメールによる周知広報（3 回以上、うち郵送 1 回以上）
- エ CoTech okinawa 上での業界トレンド等のトピック投稿（投稿数 3 回以上）
- オ 企業への個別説明対応（県内 20 社以上、県外 30 社以上）
- カ その他、必要と考えられる取り組み

② 登録企業に対するマッチング促進に向けた支援体制及びサービスの構築・実施

CoTECH okinawa のサービスフローを踏まえ、登録企業間のマッチングに必要な支援内容を提案すること。

その他、必要と考えられる支援内容があれば併せて提案すること。

③ Web システム CoTECH okinawa の保守管理、データ更新及び機能強化等

- ア 基本的なデザイン及び構成は、令和 6 年度のシステムを引き継ぐものとするが、より機能的かつ魅力的な Web サイトとするための工夫や提案を行うこと。
- イ 登録した企業の情報について、登録企業からの申請や事後確認等により掲載情報の追加、変更、削除を行うなど、定期的にデータベースの更新を行い、掲載情報を正確かつ最新の状態とすること。
- ウ 24 時間 365 日アクセス可能な状態を保つよう努めること。また、セキュリティ対策、ソフトウェアのバージョンアップ、定期的なバックアップ等を適切に行うこと。障害が発生した場合は、原則 3 営業日以内に障害の原因や対応策などを県に報告するとともに、早急な復旧に努めること。また、これらについて、迅速な対応が可能な体制を確保すること。
- エ Web サイトへの情報掲載にあたっては、情報提供元の著作権やリンクポリシー等に十分留意したうえで実施すること。
- オ サーバー使用料・ドメイン使用料の支払いを行うこと。

(4) IT 関連ホームページ統合サイトの管理運営

沖縄県が令和 7 年 3 月中に公表予定である IT 関連ホームページ統合サイトについて、障害への対応、セキュリティ対策、ソフトウェアのバージョンアップ等を適切に行うこと。また、これらについて、迅速な対応が可能な体制を確保すること。また、運用状況等を踏まえ、改修や拡張、SEO 対策を実施するなど、機能の充実を図ること。

(5) 実施体制

体制については委託業務全体を掌理し、進捗状況を管理するとともに、県との調整窓口となる者を配置するなど、委託業務を効果的、効率的に実施できる体制を構築すること。また、委託業務の進捗状況報告及び事業方針の確認・決定のため、月2回程度、対面又はオンラインにおいて進捗状況等に関する定例会を開催すること。

加えて、本調査業務の実施にあたっては、県内の情報通信産業に関する知見を有し、調査、統計、分析等に精通する担当者を配置すること。また、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に規定する必要な措置を講ずること。

(6) その他

上記(1)～(5)のほか、事業目的に沿ってその効果を高めると考えられる事項があれば、上限額の範囲内で提案すること。

5. 成果物

下記について、契約期間内に沖縄県商工労働部 IT イノベーション推進課へ提出する。

- ① 4 (1)に係る分析報告書 300 部
- ② 4 (1)及び(2)に係る分析報告書及び調査結果 電子記録一式
- ③ 4 (3)に係る Web システム
- ④ 4 (3)に係る Web システム設計書 電子記録一式
- ⑤ 4 (3)に係る運営・更新マニュアル（運営者用、企業用）電子記録一式
- ⑥ その他、本委託事業における調査・検討に係る電子記録 一式

※ 本事業により取得した成果物、著作権は、沖縄県に帰属する。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

※ 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

※ 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、漏えいしてはならない。

※ 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

※ 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。

ア) 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）

イ) PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。

ウ) 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

6. 再委託の禁止

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者

に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の企画競争型入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

契約金額の 50%を超えない業務

その他、県が再委託により履行できると決定した業務

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面 による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

7. その他

予算または諸般の事情により必要が生じた場合には、甲乙双方の協議により仕様書の内容を変更することができるものとする。